

報告第2号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規程により報告する。

令和8年3月3日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和8年2月17日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 南風原町字宮平在住 個人
- 3 事故の概要 令和7年3月27日、町道43号線を草刈り機で除草作業を行っていた際に、離れて駐車していた車両のフロントガラスに小石が当たり損傷させた。
- 4 損害賠償額 134,255円